

【チェックリスト1/2】 都市計画法第29条開発許可申請(都市計画法第35条の2第1項変更許可に同じ)

(注) 自己用住宅の場合⇒審査項目8及び12～17は不要※盛土規制法許可対象工事に該当する場合、審査項目13～17要
自己業務用で1ha未満の場合⇒審査項目12～17は不要※盛土規制法許可対象工事に該当する場合、審査項目12～17要

太枠線内を記入して下さい。

申請者名		チェック者			
申請地	開発面積	m ²	市区・調区	土地利用	
審査事項	適否	摘要欄		備考欄	申請者 チェック欄
1	開発行為許可申請書		・9欄「その他必要な事項」に盛土規制法対象工事の該当の有無を記載し、有の場合は切土・盛土の面積を記載すること		
2	開発区域一覧表		地番の若い順に記入		
3	委任状		正本副本それぞれ申請者は実印朱肉で捺印又は自署、代理人は朱肉で捺印(変更許可の場合は、当初許可と同様)		
4	申請者印鑑証明 又は住民票		受付日より3ヶ月以内のもの(委任状、誓約書が実印で捺印の場合は印鑑証明書、自署の場合は住民票)		
5	資格証明書 (代表者事項証明書、 現在事項証明書、 履歴事項証明書等)		法人の場合に添付(受付日より3ヶ月以内のもの)		
6	法32条協議同意書		水道同意含む		
7	法32条協議経過書				
8	消防同意				
9	公共施設一覧表				
10	設計説明書				
11	設計者の資格		・開発区域の面積が10,000㎡以上 (ただし10,000㎡以下であっても盛土規制法の規制区域内に位置し、切盛りする土地面積1,500㎡超で排水施設を設置する場合は必要) ・擁壁見高5mを超える場合		
12	開発者の事業経歴				
13	開発者の資力(預金残高)		事業費の額		
14	開発者の納税証明(2カ年) ※		法人の場合:法人税(国税)及び法人事業税(地方税) 個人の場合:所得税(国税)及び個人事業税(地方税)		
15	開発者の宅建業免許		分譲の場合		
16	資金計画				
17	施行者の能力・経歴		施行者に関する事業経歴書、建設業の許可書		
18	登記事項証明書		・土地・建物に関するもの ・受付日より3ヶ月以内のもの ・インターネットでダウンロードしたものは不可		
19	地籍図(公図)		・転写又は写しの場合は、転写年月日と転写者の記名 ・区域を朱線		
20	所有権利者の同意		・土地・建物に関するもの ・正・副とも実印朱肉で捺印		
21	その他の権利者の同意		・担当権者、地役権等 ・正・副とも実印朱肉で捺印		
22	同意者の印鑑証明		受付日より3ヶ月以内のもの		
23	同意者の資格証明書		法人の場合 受付日より3ヶ月以内のもの		
24	工場危険物調書		予定建築物が工場等の場合(池田市建築基準法施行細則様式)		
25	水利権者の同意				
26	道路明示		開発区域と接する場合・原本照合		
27	里道水路明示		開発区域と接する場合・原本照合		
28	許可書等		占用許可、施行承認、砂防許可書(許可済)等		
29	誓約書		自己用として使用する旨の誓約書、暴力団等に該当しない旨の誓約書等(申請者は実印朱肉で捺印又は自署)		
30	その他市長が必要と認める図書		「申請者本人確認のため、運転免許証の写し等を求める場合あり」など		
31	事前協議書		副本に原本を添付(正本には写し添付不要)		

(※14納税証明の様式)

・国 税(税務署) …

「その1」を過去2年間分

又は

「その3の3(個人の場合はその3の2)」

・地方税(府税事務所) …

「未納がないことの証明書」

又は

「事業税の確定額・納付額・未納額の証明書」を過去2年間分

(注)地方税は、申請者の住所地(法人の場合は事業所)が大阪府内の場合に限りませう。

(注)自己用住宅の場合、個人事業税は不要

【チェックリスト2/2】

※添付図面については、下表の図書以外に、都市計画法施行規則第16条の規定を参照して下さい。

太枠線内を記入して下さい。

審査事項	適否	摘要欄	備考欄	申請者 チェック欄
設計図面				
1		縮尺1/50,000以上		
2		縮尺1/2,500以上		
3		都市計画法施行規則第16条参照		
4		<ul style="list-style-type: none"> ・区域を朱線 ・予定建築物に関しては、配置のみを記載 ・外溝等は必要に応じて記載 ・接続道路名・幅員を記載 ・白焼きを2部(うち1部を袋に入れ)添付 		
5		盛土:赤色 切土:黄色に着色		
6				
7		<ul style="list-style-type: none"> ・排水・給水まとめて図示可 ・給水施設計画平面図は自己居住用の住宅建築の場合 は不要 		
8				
9				
10		透水層・水抜き・根入れ寸法		
11		間知ブロックの場合は製品名を記入		
12		EXP・Jの位置		
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23		その他市長が必要と認める図書		
(その他の資料)				
1		見高さが1mを超える擁壁		
2				
3		盛土規制法対象工事の場合		
4				
5				
6		必要な場合、標準貫入試験・粒度試験(水分析)・一面(直接)せん断試験又は三軸圧縮試験等(背面土及び基礎底面下部分の二カ所等)		
7				
8		その他市長が必要と認める図書		

(注意点)

※ 設計図面に設計者の氏名を記載しているか確認して下さい。また、図面への図示事項は、都市計画法や同法省令に規定する事項及び池田市担当者の指示(設計図書等の作成要領や記入例)に従ってください。